

## ご旅行条件書（国内手配旅行）

この書面は旅行契約が成立した場合、契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

(1) この旅行は、一般社団法人檜原村観光協会（以下「当協会」といいます。）が手配をする旅行であり、お客様と手配旅行契約（以下「契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 当協会は、お客様の委託によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

(3) 当協会は、旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）を申し受けます。

### 2. 旅行のお申込み

(1) 当協会は、お客様のご希望による手配旅行は所定の申込書または口頭・電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受け付けします。

(2) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者がお申込みの場合、当協会は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。

### 3. お申込み条件

(1) お申込み時に 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

(2) 慢性の疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、身体上障害をおもちの方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申出下さい。当協会は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします

(3) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(4) お客様が、当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(5) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当協会の信用を毀損し若しくは当協会の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(6) その他当協会の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

#### 4. 旅行契約の成立

(1) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受けることなく旅行引受書を交付した時に契約が成立します。

(2) 当協会は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当協会が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。

#### 5. 契約書面のお渡し

当協会は、契約成立後速やかに、郵送にて旅行引受書・旅行条件書・請求書をお送りします。団体・グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書・請求書をお送りします。

#### 6. 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当協会は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当協会所定の変更手数料を申し受けます。

#### 7. 旅行契約の解除

##### (1) お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ② 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
- ③ 当協会所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料

##### (2) お客様の責に帰すべき事由による解除

① 当協会は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただきます。

①の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

- 1) 既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当協会所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料
- ③ お客様が4項(3)～(5)のいずれかに該当することが判明したとき。

##### (3) 当協会の責に帰すべき理由による解除

当協会の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当協会は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

## 8. 旅行代金

- (1) 当協会は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
- (2) 団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3) 当協会は、旅行終了後すみやかに支払旅行代金の精算をします。

## 9. 旅行業務取扱料金

区 分	内 容		料 金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%	
		個人（上記以外の場合）	1件につき3,000円	
	宿泊券のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の20%	
		個人（上記以外の場合）	1件につき3,000円	
	運送機関のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%	
		個人（上記以外の場合）	1件につき3,000円	
	複数の運送機関の場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%	
		個人（上記以外の場合）	1件につき3,000円	
	観光券、ボランティアガイド等の手配の場合 (無料の施設等を含む)	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%	
		個人（上記以外の場合）	1件につき3,000円	
	添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員1人1日につき 18,000円
	変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の10%
個人（上記以外の場合）			1件につき1,000円	
運送機関の予約・手配の変更		1件につき1,000円		
宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)		1件につき1,000円		
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の10%	
		個人（上記以外の場合）	1件につき1,000円	
	運送機関の手配の取消し (未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき1,000円	
	宿泊機関の手配の取消し (未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき1,000円	
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき1,000円	

(注)

- 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2 旅行費用とは、運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
- 3 同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います。
- 4 上記料金には、電話料、通信費、送料等は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 5 上記料金は旅行を中止される場合でも払い戻ししません。
- 6 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 7 上記料金には消費税が含まれています。

## 10. 国内宿泊施設の取消料金

- (1) 旅館・ホテルの取消料は各施設の宿泊約款によります。
- (2) 一部人員の変更（減員）については、別途取消料を定めています。
- (3) 宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名下さい。
- (4) 払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出下さい。
- (5) 同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

## 11. 当協会の責任

- (1) 当協会は、契約の履行にあたって、当協会又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会又は当協会の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当協会はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当協会に故意又は重過失がある場合を除く）を限度とします。

## 12. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当協会から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会又は旅行サービス提供者にその旨を申し出

なければなりません。

### 13. 個人情報の取り扱い

(1) 当協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。このほか、当協会では、①当協会及び当協会と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

### 14. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当協会の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

以上

2018年10月1日 現在

取扱営業所

東京都知事登録旅行業地域-7624号

東京都西多摩郡檜原村403番地（檜原村地域交流センター）

一般社団法人 檜原村観光協会

旅行業務取扱管理者 鈴木彩瑛

（お客様のご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います。）